

(介 36)

平成 27 年 6 月 9 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 6 月に成立したいわゆる医療介護総合確保推進法等に基づく介護保険制度改正に伴い、本年 8 月 1 日より、利用者負担割合の引き上げ、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の引き上げ、補足給付の資産等勘案、特別養護老人ホームにおける多床室の室料負担など、介護サービス利用者負担に関する見直しが施行されることとなっております。

当該見直しの趣旨等については、利用者の方々にご理解いただく必要があることから、厚生労働省では、これらの内容を説明するポスター等を作成し、様々な場所での掲示を進めているとのことであります。

こうした取組みの一環として、今般、厚生労働省より本会宛てに、利用者が訪れる機会が多いと考えられる医療機関等でのポスター掲示について協力依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知、ご協力方宜しくお願い申し上げます。

なお、当該ポスターにつきましては、厚生労働省より全医療機関等の枚数分を各自治体に送付しているとのことであり、今後各自治体より医療機関等に対してポスターが配布される予定であることを申し添えます。

(添付資料)

- ・改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について
(平 27. 6. 2 老発 0602 第 4 号 厚生労働省老健局長通知)

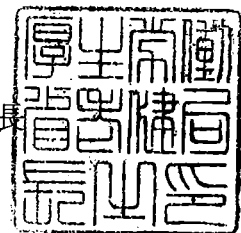


老発0602第4号

平成27年6月2日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 様

厚生労働省老健局長



改正介護保険制度広報ポスターの掲示等への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大なご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）等に基づき、平成27年8月1日より、利用者負担割合の引上げ、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の引上げ、補足給付の資産等勘案など、介護サービス利用者にご負担をお願いする見直しが施行されます。

厚生労働省及び各自治体においては、当該見直しの趣旨、内容等について、利用者の方々にご理解をいただくことが必要であることから、これらの内容をご説明するためのリーフレットを用意し配布するとともに、ポスターを作成し、関係者の皆様のご協力を得ながら、様々な場所での掲示を進めているところです。

こうした取組の一環として、利用者が訪れる機会の多いと考えられる、介護サービス事業所、病院、診療所等でポスターの掲示をお願いしたいと考えておりますので、貴団体のご協力をお願い申し上げます。

ポスターにつきましては、各自治体から介護サービス事業所等へ配布いただく予定です。

本件につきまして、何卒、貴団体のご高配を賜りますとともに、趣旨につきまして、会員各位に対して周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。